

春日部市森林整備計画

令和5年3月30日

計画期間

（ 自 令和 5年 4月 1日
至 令和15年 3月31日 ）

埼玉県
春日部市

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	1
II	森林の整備に関する事項	1
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)	1
1	樹種別の立木の標準伐期齢	1
2	立木の伐採(主伐)の標準的な方法	1
3	その他必要な事項	2
第2	造林に関する事項	2
1	人工造林に関する事項	2
2	天然更新に関する事項	3
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	4
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	5
5	その他必要な事項	5
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	5
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	5
2	保育の種類別の標準的な方法	6
3	その他必要な事項	6
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	7
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	7
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	7
3	その他必要な事項	9
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	9
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	9
2	森林の経営の受託等による森林経営の規模の拡大を促進するための方策	9
3	森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項	9

4	森林経営管理制度の活用に関する事項	9
5	その他必要な事項	9
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	10
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	10
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	10
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	10
4	その他必要な事項	10
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	10
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	10
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	10
3	作業路網の整備に関する事項	10
4	その他必要な事項	10
第8	その他必要な事項	11
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	11
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	11
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	11
Ⅲ	森林の保護に関する事項	11
第1	鳥獣害の防止に関する事項	11
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	11
2	その他必要な事項	11
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	11
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法等	11
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	11
3	林野火災の予防の方法	11
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	11
5	その他必要な事項	11
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	12
1	森林保健機能の区域	12
2	森林保健機能の区域内における造林、保育、伐採その他の施業の方法	12
3	森林保健機能の区域内における森林保健施設の整備	12
4	その他必要な事項	12

V	その他森林の整備のために必要な事項	12
1	森林経営計画の作成に関する事項	12
2	生活環境の整備に関する事項	12
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	12
4	森林の総合利用の推進に関する事項	12
5	住民参加による森林の整備に関する事項	12
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	12
7	その他必要な事項	12

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、埼玉県の東部に位置し総面積6,600haで、計画対象民有林面積は15haである。

そのほとんどは、ケヤキ、コナラ等を中心とした広葉樹二次林であり、小面積の森林が散在している。

これらの都市部に残された貴重な森林を生活環境の保全及び保健休養機能等の公益的機能を高める視点を軸に整備を進めるものとする。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

保健機能を有する森林の整備。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 住民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなど多様な森林整備を推進することとする。

イ 森林施業の推進方策

伐採に当たっては、公益的機能の発揮に十分留意するとともに、伐採後は必要に応じて造林を行うこととする。目的樹種の成長を阻害する場合などは、必要に応じて整理伐を行うものとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

該当なし

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹 (用材林以外)
全域	35年	40年	35年	50年	10年	15年

注) この標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す択伐又は皆伐によるものとする。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむ

ね均等な伐採率で行い、かつ、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）の伐採とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図れる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとする。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないよう特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、一定の程度ごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～オに留意する。

ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。

イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木については、保残等に努める。

ウ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新により場合は、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

オ 林地の保全、風害等の各種被害の防止、風致の維持に努める。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整計第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うものとする。

3 その他必要な事項

該当なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種	コナラ クヌギ等
-----------	----------

注) 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の造林樹種については、施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を植栽する。

人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
広葉樹	疎	概ね1,500	
	中	概ね2,500	

注) 定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	区域内の立木・かん木・笹・雑草類は地ぎわから伐倒し、又は刈り払うこと。
植付けの方法	植付けに当たっては、苗木の根をよく広げ、植穴に落葉、礫等が混入しないように注意する。
植栽の時期	2月から6月下旬までに行うことを標準とする。

ウ 複層林化を図る場合の植栽本数

(上層木伐採率) × (標準的な植栽本数) 以上を植栽する。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林の伐採跡地について、森林の有する多面的機能の維持及び早期回復を図るため、皆伐の場合は、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年、択伐の場合は、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

なお、天然更新に関しては下記を指針としながら、森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定めることとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	ケヤキ コナラ クヌギ カエデ
ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ クヌギ

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

(ア) 期待成立本数

樹種	期待成立本数
ケヤキ コナラ クヌギ カエデ	10,000 本/ha

(イ) 天然更新すべき本数

樹種	天然更新すべき本数
ケヤキ コナラ クヌギ カエデ	3,000 本/ha 以上

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	地表処理は、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所についてはかき起こし、枝条整理等の作業を行う
刈出し	刈出しは、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
植込み	植込みは、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
ぼう芽更新 (芽かき)	ぼう芽整理(芽かき)は、ぼう芽枝に優劣の差ができたところの下刈と同時に行い、極力下方の芽枝を残し、3~5本立ちとする。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新は、更新すべき立木の本数以上の天然更新の対象樹種が伐採跡地において均等に生育しているかどうか、また、今後の育成可能性が見込まれるかについて、(3)の期間内において「埼玉地域森林計画区における天然更新完了基準」に基づいて確認するものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内を目安とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準を以下のとおり定める。
・現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
該当なし	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア人工造林の場合

樹種	コナラ クヌギ等
----	----------

イ天然更新の場合

樹種	ケヤキ コナラ クヌギ カエデ
ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ クヌギ

(2) 生育し得る最大の立木の本数

樹種	期待成立本数
ケヤキ コナラ クヌギ カエデ	10,000 本/ha

5 その他必要な事項

造林については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じ、適切な更新方法を選択することとし、特に天然更新による場合は、現地の状況を十分確認し、植樹によらなければ適確な更新が困難な森林においては人工造林によることとする。

また、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

該当なし

2 保育の種別の標準的な方法

ア 育成単層林

下表による。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数	標準的な方法	備考
下刈	広葉樹	適宜	必要に応じて行うものとする	
除伐	広葉樹	適宜	下層植物の生育に必要な林内照度を確保するため、必要に応じて行う。	

イ 育成複層林（下木を植栽する場合）

（ア）下層木の下刈り・つる切り・除伐

植栽木の生育状況、植生の状態及び気象条件等、現地の実態に即した効率的な作業を適期に行う。

（イ）上層木の枝払い

下層木の生育に必要な林内照度を確保するため、必要に応じて、上層木の枝払いを行う。

ウ 育成複層林（下木を植栽しない場合）

（ア）下刈り

雑草木の成長が旺盛で目的樹種の生育を妨げる場合、雑草木の繁茂状況を見ながら、必要に応じて下刈り（坪刈り又は筋狩り）を行う。

（イ）芽かき

ぼう芽更新の場合、一つの株から発生した複数のぼう芽は、適切な芽かき作業を行う。

（ウ）つる刈り

目的樹種の成長の妨げとなるつる類を、必要に応じて除却する。

（エ）除伐

幼齢期には他の広葉樹と密生競合させることが必要であり、必要に応じて形質不良木のみを除伐する。

3 その他必要な事項

該当なし

第4 公益的機能別施業森林の整備等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

該当なし

イ 森林施業の方法

該当なし

(2) 土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

- ・保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林。

市民の保健・教育的利用等に適した森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等。具体的にはハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、アに掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。このため、次の①の森林については複層林施業を推進すべき森林として定める。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進することとする。

森林の区域については別表2により定める。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機

能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を別表1に定める。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等、「特に効率的な施業が可能な森林」の区域を別表1に定める。この際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意するものとする。

さらに、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとする。

(2) 施業の方法

施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うものとする。

【別表1】

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	林班 内牧 001-A	11ha
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	

【別表2】

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	該当なし	
長伐期施業を推進すべき森林	該当なし	

複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	地区名 林班 内牧 001-A	11ha
	択伐による複層林	該当なし	
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	

3 その他必要な事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すことにより経営規模の拡大を図る。

2 森林の経営の受託等による森林の経営規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等への長期施業委託等、森林の経営の委託の働きかけ、森林の経営の受託等を担う林業事業者の育成、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせん、協議会の開催による合意形成等を推進することにより、森林の施業又は経営の受託等による規模拡大の推進を図る。

3 森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託等の実施にあたっては、林業施業や木竹の販売、森林の保護等の森林の経営を長期にわたり行うことができることなどを定めた委託契約書等を委託者との間で締結するよう努めることとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営体に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進するものとする。

また、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成にあたっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意するものとする。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林施業の共同化を促進する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

該当なし

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林施業の共同化を効果的に促進するため、森林所有者等が共同して森林施業を実施する際には、以下の事項に留意すること。

ア 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。

イ 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入者等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと。

ウ 共同施業者の一がア又はイにより明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性損なわれることのないよう、あらかじめ施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすること。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

該当なし

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

該当なし

(2) 細部路網に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
該当なし
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
該当なし
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
該当なし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
 - (1) 区域の設定
設定なし
 - (2) 鳥獣害の防止の方法
該当なし
- 2 その他必要な事項
なし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法等
 - (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法
森林病虫害等による被害の未然防止のため、早期発見及び早期駆除に努める。
松くい虫による被害は終息傾向になっているが、依然被害の続いている箇所に対しては引き続き防除対策を行う。また、ナラ枯れ被害については、監視体制を強化し、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の拡大防止を図ることとする。
 - (2) その他
 - (1)のほか、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行まで地域の体制づくりを図ることとする。
- 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）
野生鳥獣による森林被害に対しては、その防止に向け、森林所有者等と協力するとともに、野生鳥獣との共存にも配慮した森林整備等を推進する。
- 3 林野火災の予防の方法
林野火災予防の広報活動や森林巡視を適時適切に行うこととする。
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
該当なし
- 5 その他必要な事項
該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 森林保健機能の区域
該当なし
- 2 保健機能の区域内における造林、保育、伐採その他の施業の方法
該当なし
- 3 保健機能の区域内における森林保健施設の整備
該当なし
- 4 その他必要な事項
該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
森林経営計画を作成するにあたり、次に掲げる事項について適切に計画すべき旨を定めることとする。

(1) IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽。

(2) IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項。

(3) IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項。

(4) IIIの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営体は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

- 2 生活環境の整備に関する事項
該当なし
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
該当なし
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
該当なし
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
該当なし

- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

- 7 その他必要な事項
該当なし